

令和6年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)
地域名 (地域内農業集落名)	安土大中 (大中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・生産資材の高騰による収益の圧迫
- ・施設、機械などの更新が困難
- ・温暖化による品質、収量の低下とコスト、労働時間の増加
- ・後継者については過半数はあるが、組合員数は減少傾向
- ・用排水設備の維持管理、草刈り等が大変になってきている

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高収益作物、耐暑性作物の導入
- ・補助事業の利用
- ・スマート農業の導入
- ・耕畜連携の拡大
- ・飼料用作物の検討
- ・牛舎、施設の耐暑性向上
- ・水稻、畜産を主要としつつ麦、牧草、野菜等複合的、総合的に取り組み生産性の高い農業を目指す

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	224 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	224 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手(認定農業者)を中心に農地の集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借において地権者の意向を踏まえたうえで農地中間管理機構を活用して農地の集積を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良区と協力し老朽箇所の修繕、維持管理を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状多様ではあるが、各経営体相互の協力関係をさらに推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無人ヘリによる病害虫防除や肥料散布等、必要に応じて委託し作業を軽減する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策の継続 ②環境こだわりの継続、「きらみずき」栽培の検討 ③ドローンや土壌診断の活用
④輸出用米の継続 ⑧水路等の維持管理を継続 ⑩各経営体が行っている事業を貴族、または複合的に取り組む。